

※常任委員会の所管事項の変更

委員会の名称	改正した後	改正する前
総務文教委員会	政策部の所管に属する事項 危機管理部の所管に属する事項 総務部の所管に属する事項 市民生活部の所管に属する事項 会計課の所管に属する事項 教育委員会の所管に属する事項 監査委員の所管に属する事項 選挙管理委員会の所管に属する事項 公平委員会の所管に属する事項 他の委員会の所管に属しない事項	政策部の所管に属する事項 危機管理部の所管に属する事項 総務部の所管に属する事項 会計課の所管に属する事項 教育委員会の所管に属する事項 監査委員の所管に属する事項 選挙管理委員会の所管に属する事項 公平委員会の所管に属する事項 他の委員会の所管に属しない事項
厚生産業委員会	健康福祉部の所管に属する事項 こども部の所管に属する事項 建設部の所管に属する事項 産業部の所管に属する事項 農業委員会の所管に属する事項 上下水道部の所管に属する事項 市立市民病院の所管に属する事項	<環境福祉委員会> 市民生活部の所管に属する事項 健康福祉部の所管に属する事項 こども部の所管に属する事項 市立市民病院の所管に属する事項 <建設産業委員会> 建設部の所管に属する事項 産業部の所管に属する事項 上下水道部の所管に属する事項 農業委員会の所管に属する事項

